

## 関連業者報告書（様式第2号）

※1 下記により資本・人事面等において特別な関係にある建設工事業者又は測量、建設コンサルタント等業者について、記載してください。

- ・資本……親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。）の関係にある建設業者、及び親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

- ・人事……次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ）組合の理事

（オ）その他業務を執行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ・その他…上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※2 同一会社で建設工事業のほか、測量、建設コンサルタント等業務を営んでいる場合は、「その他」欄に「同一会社で測量、建設コンサルタント等業務を営む。」と記載して、提出してください。

※3 同一会社で測量、建設コンサルタント等業務のほか、建設工事業を営んでいる場合は、「その他」欄に「同一会社で建設工事業を営む。」と記載して、提出してください。